

# 社会的養護施設第三者評価結果

## ① 第三者評価機関名

特定非営利活動法人 あいおらいと

## ② 施設情報

名称：	鳥取県立喜多原学園	児童自立支援施設
施設長氏名：	田中 浩之	設置主体 鳥取県
所在地：	鳥取県米子市泉 7 0 6	
開設年月日	1909 年 11 月 11 日	
ホームページ	<a href="https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/">https://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/</a>	

## 【施設の概要】

職員数	常勤職員 20 名	非常勤職員：1 名
有資格職員	児童自立支援専門員等 14 名 児童生活支援員 4 名 庶務 1 名 現業技術員 1 名	現業技術員 1 名
設備	(ア) 居室数 2 寮 (男子寮 12 部屋 女子 6 部屋) (イ) 設備等 本館 (学校、職員室)、体育館、グラウンド	

## 理念・基本方針

(理念) 子どもが自立し、社会と調和して生活することを支援する。
(基本方針) (1) 安定した生活と、子どもの自主性を大切にする。 (2) 個別支援と集団支援のバランスを大切にする。 (3) 学園が有する環境を大切にする。

## 施設の特徴的な取組

学園では、平成 28 年度から「喜多原学園のあり方検討会」を開催し、中・長期的な運営体制等を検討し、平成 30 年 3 月に報告書を策定されました。この報告書において、新たな「理念」、「基本方針」が明確化されました。これにより、これまでの学園の伝統な取り組みと児童自立支援施設の特徴である「枠のある生活」を基盤としながら、一人ひとりの子どもの健全で自主的な生活の志向や規則の押しつけではなく、家庭的・福祉的なアプローチにより、個々の子どもの育ち直しや社会的自立に向けての支援に取り組まれています。
--

## 総評

### ◇ 特に評価の高い点

#### 1. 子どもの権利擁護への取り組み

権利擁護に関する基本的な考え方は「喜多原学園児童の権利擁護ガイドライン」に基づき共通の理解が図られています。職員間の支援についても被措置児童虐待防止などを含め対応できるシステムが構築されています。また、学園独自の「権利ノート」が作成され、子どもや保護者に対してわかりやすい説明がされています。さらに、入所時から児童相談所の担当児童福祉司により、子どもの権利侵害や不適切な支援などについて、子どもに定期的な聞き取りが行われています。

#### 2. 子どもの主体性、自律性を尊重した取り組み

子どもたちが施設での生活を「自分たちでつくっている生活」と、感じられるように主体性や自律性に配慮した関りが行われています。毎月「学園集会」を開催し、生活上で不都合な事などを意見交換し、職員の意見や提案をふまえて、子どもたちが相談し対応を決定するように支援されています。また、この流れを受けて「生徒会」が発足しました。

さらに、園内行事として「未成年の主張」を開催し、自分の意見を主張する機会が設けられています。

#### 3. 施設長のリーダーシップ

施設長は、児童自立支援施設や国の管轄庁の勤務経験による幅広い知見に基づき施設の改革に取り組まれています。学園に赴任してから「理念」、「基本方針」を見直し、子どもの自立支援に熱意をもって取り組まれています。また、職員に施設運営や業務改善などの必要性を示し、新たな「理念」、「基本方針」の実現に向けて指導力を発揮されています。

さらに、全国児童自立支援施設協議会が発行する機関紙「非行問題」に児童福祉法改正後の「新しい社会的養育ビジョン」に照らし合わせた、今後の児童自立支援施設の姿について投稿するなど施設内外に意見を発信し、支援の質の向上に向けて取り組まれています。

### ◇ 改善が求められる点

#### 1. 中・長期計画及び単年度計画の充実

学園の目標、業務の進め方を盛り込んだ県主導の「工程表」は、毎年度策定されています。

現在、懸案事項であった県主催の「喜多原学園のあり方検討会」が開催され、報告書(平成30年3月)において、今後の学園のあり方が示されました。しかし、この検討会で示された人事体制や改築等の課題などに基づいた中・長期計画及び単年度計画が十分ではありません。

今後は、現状の課題などを具現化する具体的な計画の策定や実施に向けての取り組みが期待されます。

#### 2. 必要な福祉人材の確保への取り組み

学園では、職員の人材育成及び職員育成プログラムの策定に着手されています。児童自立支援施設の特長性を考えると専門的支援技術が必要であると思われます。しかしながら、多くの職員は短期間で他の職場へと異動している現状からこの分野に熱意を持ち、専門的支援技術に卓越した者の配置と人材育成の体制が必要です。

また、育児等で長期休暇を取得する職員の代替職員の確保が困難であり、減員のまま解消されていません。そのため職員の勤務体制が厳しくなっています。早急の対策が必要です。

### 3. 感染症の予防や発生時における体制の整備と支援体制

感染症に関するマニュアルは整備されています。しかし、急な症状発症時に適切に行動するための訓練がなされていません。咳や嘔吐・下痢など感染性の高い疾患が疑われる場合の対応についてすべての職員が十分に理解し、寮に必要な薬品等を揃えるなど対応できる体制を整える必要があります。また、感染症発症時の適切な対応については、マニュアルに基づいて職員間で学習する機会を設けるなど、感染拡大防止に向けての理解を深める機会が必要です。

### 4. 標準的な実施方法について見直しをする仕組み

標準的な支援の実施方法や改訂については、必要に応じて職員会議で検討されています。しかし、寮の規定では、私服を着る機会など細かな内容で男女寮に差があり、子どもや職員がとまどうこともあるようです。今後は、施設全体で統一した標準的な支援の構築が必要です。

## 第三者評価に関するコメント

毎年実施している自己評価ですが、今年度は第三者評価機関にその点検を行ってもらいました。自己評価では、「できている」と考えていたことが、実はまだ十分ではなく、整えていかなければならない事項が沢山出てきました。自分たちだけでは見えないものを「見える化」していくことが第三者評価の目的ですが、今回はそれが明確にわかる受審となったと思います。評価の項目に対してのコメントも的確でした。早速、整理や整備に取り組んで、社会ニーズにより応えることができる喜多原学園にしていきたいと考えています。

この度、第三者評価機関である「あいおらいと」には、当学園の課題探しを一緒になって取り組んでいただき、感謝したいと思います。

# 共通評価基準（45 項目）

## I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針		
(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
【コメント】理念と基本方針は、ホームページに記載するほか、理念は会議室に掲げられています。職員に対しては、園内研修において施設長から説明されます。児童や保護者に対しては、入所前の見学時に説明され、定期的な家庭訪問などでも保護者に説明されます。		
2 経営状況の把握		
(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
【コメント】国の児童福祉の方針や社会福祉事業の動向は、施設長から説明され情報共有が図られます。しかし、その徹底については不十分です。地域のニーズの指標のひとつとして県内の潜在必要数は、児童相談所からの情報から試算されています。経営状態については、設置主体でもある県全体で分析されています。コスト面では、職員の時間外勤務削減が指摘されています。このことについては、時間外勤務時間を一覧にし、事前申請して計画的に時間外勤務を実施するなどの取り組みの成果がみられています。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
【コメント】施設の運営や体制については定期的に県が把握し、課題などについてもその都度協議が行われています。また、施設内では、会議で明らかになった課題について取り組みが進められています。物品購入・光熱費等コスト削減については、今後のさらなる取り組みが期待されます。		
3 事業計画の策定		
(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
【コメント】「喜多原学園のあり方検討会」において学園のあり方が示されました。明らかになった中長期的な検討課題については、人事体制や改築等の課題が含まれています。今後この結果を具体的にする計画の策定が望まれます。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
【コメント】中・長期計画を踏まえ、「喜多原学園のあり方検討会」において明らかになった課題に基づいた取り組みがあります。しかし、単年度計画に十分反映されていません。今後は、具体的な計画策定や実施に向けての取り組みが期待されます。		
(2) 事業計画が適切に策定されている。		
①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
【コメント】事業計画の策定については学園全体話し合わせ、職員の理解のもと取り組みが行われています。しかし、定められた手順や評価の方法が曖昧であり、今後、事業計画を策定する体制の構築が望まれます。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c

【コメント】事業計画については、子どもや保護者等に周知されていません。今後は、子どもや保護者の実情に合わせた周知や理解を促す取り組みに期待します。

## 4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。

① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。

b

【コメント】学園では、年に2回、今後の目標、業務の進め方を盛り込んだ県の「工程表」に基づく進捗状況の確認が行われています。また、毎年、自己評価の実施、第三者評価の定期的な受審が行われています。今年度の自己評価においては「昨年度に比し、支援の質が向上し、それぞれに、『自ら観て（観察）考えて、自分の支援を創り出す。』精神をもって職員が業務に従事できている」とされています。

日々の支援は毎月の職員会議で学園内にある学校職員と一緒に検討されます。また、寮ごとの支援内容は、日々の引継ぎ時や月2回の職員会議で確認されています。しかしながら、子どもの支援が優先することや交代勤務の中、ルールや連絡事項の徹底には課題があります。引継ぎ方法については、今後さらに検討することが望ましいと考えます。

② 9 評価にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。

b

【コメント】評価については職員間に説明され、書面で共有されています。しかし、評価に基づく改善や計画の見直しに至っていません。今後、評価を活かして支援内容を見直し、支援の質の向上を進めていくことが必要です。

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。

【コメント】施設長は、児童自立支援施設での支援に熱意をもって取り組んでおり、施設の運営や職員の業務の改善点などについて分かりやすく職員に説明をしています。また、施設長は児童自立支援施設における長年の支援や国の管轄庁での勤務経験による幅広い知見に基づき施設の改革に取り組んでいます。また、それらの経験や知見に基づいて職員の指導にあたっていることは、職員からも評価されています。

① 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。

a

【コメント】遵守すべき法令等については、施設長から説明されています。施設長は必要な関係法令などについて積極的に情報収集をし、その都度職員に周知しています。

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。

【コメント】施設長は、日々子どもと直接ふれあい、支援を実践し、現状を職員と共有して、現場でも指導を行っています。また、施設長は、将来に向けた児童自立支援施設の在り様について熱意と知見を有しています。全国児童自立支援施設協議会が発行している機関紙、「非行問題」に児童福祉法改正後の「新しい社会的養育ビジョン」に照らし合わせた今後の児童自立支援施設の姿について投稿するなど、施設内外に積極的に発信しています。

① 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。

b

【コメント】施設長は、施設の運営体制や業務の実効性を図るために、理念や基本方針の実現に向けて取り組んでいます。また施設長自ら清掃等環境整備を行い、職員に気軽に声をかけるなど、職員とともに働きやすい環境づくりに取り組んでいます。産前産後の休暇や育児休暇等による人員不足が大きな課題となっています。公募にも応募がない状況で、職員の担当業務や夜勤回数の増加など職員の負担増加につなが

っています。このことについて、施設長の力量発揮が期待されています。

## 2 福祉人材の確保・育成

### (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。

① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。 b

【コメント】 職員の人材育成は、施設長中心に取り組まれています。職場内での職員育成プログラムの策定にも着手しています。児童自立支援施設の特異性を考えると、専門的な支援技術が必要であると思われます。しかしながら、多くの職員は短期間で他の職場へと異動しています。そのため、この分野に熱意を持ち、支援技術の構築を図る人員配置と人材育成の今後の取り組みが期待されます。また、育児等で長期の休暇をとる職員の代替職員の確保が困難で減員のまま解消されていません。そのため現場の職員の勤務体制が厳しくなっています。早急の対策が必要です。

① 15 総合的な人事管理が行われている。 b

【コメント】 県職員としては「期待する職員像」が明確にされており、規定の人事評価に基づき貢献度が評価されています。施設長からは、児童自立支援施設としての基本方針が示されており、職員は、それぞれに自らの将来の姿を描いています。児童自立支援施設の特徴上、子どもの状況によっては急な時間外勤務が発生したり、私的な時間にボランティアに子どもと関わったりすることもあります。正規の勤務時間との区別がつきにくいことや時間外勤務削減の方針に反することが課題となっています。子どもの支援を優先にしたときにどのような形が望ましいのか検討が必要です。

### (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。 b

【コメント】 職員の就業状況は、ICカードを用いて管理され、時間外勤務の把握など労務管理に活かされています。施設長による年に2回の個別面談で、職員の就労意向が把握され、家庭の実状などに配慮した働きやすい職場環境が培われています。学園内でも心身の健康、安全などについての相談窓口が設置される他、県の規則に基づく福利厚生制度が活用できます。職員数が減員のままであることは、働きやすい職場をつくるうえでも大きな障害となっています。

### (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。 b

【コメント】 学園として「期待する職員像」が明確になっており、所属長による面接が年2回行われ一人ひとり職員の目標を明確にしています。しかし、直接子どもの支援にあたる職員は、日々の子どもの対応に追われ、十分に指導が及んでいないといえます。各寮内では、折に触れて子どもの対応が実践的に検討されています。児童自立支援施設で子どもを支援するにはスペシャリストの育成が望まれます。しかし、県の人事異動のしくみでは、福祉分野のジェネラリストが期待されています。このような差異が現場のジレンマを生じさせています。施設の種別に応じて、子どもの権利を優先した職員像が示されなければなりません。これらのことを勘案しながら、職員育成のシステムを構築する必要があります。

② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 b

【コメント】 教育計画に基づき施設内外での研修受講が計画されています。受講した研修は他の職員に報告されており年々充実してきています。新規採用から5年に満たない職員が直接支援職員の4割程度あります。児童支援マニュアルを整備し、計画的に研修派遣するなどその育成に努めています。今後、これらの研修の評価や見直しを行うなど、さらなる改善を進めることが望まれます。

③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。 b

【コメント】 職員は、希望に応じて研修を受けることができます。しかし、専門性の高いスキルを獲得するには、希望による研修だけではなく、職員個別の力量に応じた研修計画が必要です。その研修計画の中では、OJTを含む人材育成計画が示されることが望まれます。

(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。

①	20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
---	--	---

【コメント】 実習指導者を配置し実習プログラムが作られています。また、実習対応のマニュアルも作成されています。しかし、交代制勤務のなか、プログラムは職員間の共有が困難な実状があります。また、職員の経験によりマニュアルの理解に差が生じています。これらについて、マニュアルの共有や必要な改善など対応が望まれます。

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。

①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】 学園の様子は、ホームページや季刊の学園だよりで公開されています。第三者評価や自己評価の結果についてもホームページで公開されています。苦情の対応 等については、保護者や関係者には説明されます。見学や視察等も県外を含め積極的に受け入れ、施設の存在意義や役割を直接伝えられています。

②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
---	-------------------------------------	---

【コメント】 県の会計規則及び事務処理要領にもとづいた事務管理がなされています。また、県の規定に基づき定期的に監査が行われ結果も公表されています。

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。

①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
---	-------------------------------	---

【コメント】 喜多原学園ありかた検討会報告に基づいて、地域との関係性が重視され、地域との交流の推進が取り組まれています。近くの保育園とは、保育園を訪問して一緒に遊んだり、学園内の畑で芋ほりをしたりするなど年間を通じて交流しています。地域の祭りへの参加や、球技大会に参加するなど地域の一員としての活動も大切に取り組まれています。また、子どもが個別に計画を立てて、買い物をするなどの社会的体験も訓練の一環として取り組まれています。このような取り組みにより、地域の人々との交流が広がっています。

②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
---	--	---

【コメント】 ボランティアについては、積極的に受け入れる基本姿勢が明確にされています。バレーボールやスポーツ交流ボランティアは参加者や回数が増加しています。また、BBS (Big Brothers and Sisters Movement) との交流も近年増加しています。ボランティア受け入れ時には、個人情報の保護など、必要な説明など指導がされています。しかし、マニュアルとしては整備されていません。子どもの入所理由などからもボランティアの受け入れには一定の配慮が必要です。このことも含めて、必要事項を明記されたマニュアルの整備など体制の確立が望まれます。

(2) 関係機関との連携が確保されている。

①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
---	---	---

【コメント】施設として必要な社会資源は明確にされています。関係機関として、児童相談所、子どもの所属していた学校を中心に地域の要保護児童地域対策協議会などと連携して支援が進められます。他多機関との連携の窓口は一本化され、連携しやすい体制が整えられています。		
<b>(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</b>		
①	<b>26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</b>	a
【コメント】県立で県に唯一の施設であるという特徴から「地域の福祉ニーズ」というときの「地域」を県全域ととらえています。潜在的な必要数は児童相談所の報告などから推量し把握しています。子どもを取り巻く学校や社会の実状は、関係機関との情報交換の中で把握されています。		
②	<b>27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</b>	b
【コメント】学園が主催する関係者を対象とした研修会は、毎年継続して開催され、県内外の児童福祉や教育の関係者が参加しています。学園のもつ機能や培われた支援のスキルを広く地域に生かして貢献する活動の展開は、今後さらに期待されることです。		

### Ⅲ 適切な支援の実施

<b>1 子ども本位の支援</b>		
<b>(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。</b>		
①	<b>28 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。</b>	b
【コメント】理念を明確に示し共有したうえで支援をするよう、職員会議や日々の引継ぎの際に繰り返し確認されています。日常の支援の他にも、子どもに対し生活アンケートを実施し、子どもの意見を受け止めるよう努めています。一方、日ごろの支援においては、「子どもを尊重した支援」と「子どもの身勝手な行動の容認」とを判断することは時に困難です。このことについては職員間の共通理解を進める取り組みが必要です。		
②	<b>29 子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。</b>	a
【コメント】入所時に、子どもや保護者に対して「生活のしおり」と「権利ノート」を配布し、プライバシーの保護や権利擁護について説明されています。住環境としてプライバシーを保つことは死角をつくることにもつながり、慎重に検討されています。		
<b>(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。</b>		
①	<b>30 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。</b>	a
【コメント】子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報は、「生活のしおり」、「権利ノート」を入所時に配布し、説明されます。また、施設見学にあわせて寮長から具体的に説明されます。		
②	<b>31 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。</b>	b
【コメント】支援の開始においては、子どもと保護者に対して、「生活のしおり」や「権利ノート」を用いて支援の内容が説明されています。また、子どもや保護者の意見を反映した自立支援計画に基づいて具体的な施設の生活などについて説明が行われます。支援の過程では、必要に応じて子どもや保護者に説明が行われています。今後は、子どもと保護者に対して自立支援計画についてより理解をすすめるために書面での合意が検討されています。		
③	<b>32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。</b>	a



<p>【コメント】 家庭や他施設への移行については事前に児童相談所を介して家庭や施設と話し合い、支援が継続するように書面の支援計画を用いて引き継ぎが行われています。また、退所後のアフターケアについて計画を作成し定期的な訪問を行っています。窓口は、所属していた寮の寮長が専任で担当しています。</p>		
<p>(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>【コメント】 子どもとは随時個人面談が行われ、子どもの意見が聴かれています。また、子どもの意見を聴取するアンケートが年に2回実施されています。月2回の児童会が開催され、子どもたちが話し合います。その際には職員が入り一緒に検討することで、議論を深めたり発言しにくい子どもを支援したりしています。それらの活動を通じて、子どもが生活の主体者であると感じられるよう取り組んでいます。</p>		
<p>(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
<p>【コメント】 苦情解決のしくみについては、実施要領が定められシステム化されています。入所時には児童、保護者に対しても説明されています。また、意見箱が設置され、集会で記入用紙が配布されるなど、子どもが意見を書き入れやすいよう配慮されています。苦情へは迅速に対応されており、その内容は、年に2回ある第三者委員会で報告し検討されています。</p>		
②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
<p>【コメント】 入所時に子どもと保護者には苦情解決システムについて説明されています。また、入所時に配布する権利ノートには苦情解決システムが明記されています。意見箱が設置され、適正に運営・管理されています。また、専用の用紙を備え付けたり、意見記入用紙を毎月子どもに配布したりするなど、意見を述べやすいよう工夫されています。</p>		
③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>【コメント】 子どもからの相談や意見に対して「苦情解決実施要項」「苦情解決窓口実施要項」「意見箱処理規定」などの対応マニュアルが作成され、迅速な対応が行われています。随時面談の時間を設け、子どもからの意見を聴くよう対応されています。児童会は正式な意見表明の場として、意見を公開する機会となっています。</p>		
<p>(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
①	37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>【コメント】 突発的な事故に至らないが直結しかねないいわゆるヒヤリハットなどについては、引き継ぎにて職員に伝達されています。また、行動制限を伴った対応については、事後にデータベースに記録され、職員間で共有されます。今後、子どもの安心・安全を脅かす事例を収集し、対応方法について職員全員で確認し、ヒヤリハットなどについても事例を蓄積したうえでの研修や訓練が望まれます。</p>		
②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>【コメント】 感染症に関するマニュアルは整備されています。しかし、急な症状発症時に適切に行動するための訓練がなされていません。咳や嘔吐・下痢など感染性の高い疾患が疑われる場合の対応についてすべての職員が十分に理解し、寮に必要な薬品を揃えるなど対応できる体制を整える必要があります。</p>		
③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p>【コメント】 毎月避難訓練が実施されています。訓練はいろいろな災害を想定したり、夜間を含め様々な時間を設定した訓練が行われています。年1回は消防署と合同で避難訓練を行い、子どもと職員と一緒に講習を受けています。家具等の転倒防止の対策については、確認の上段階的に整備するなど今後の対応が必要です。</p>		

## 2 支援の質の確保

### (1) 支援の標準的な実施方法が確立している。

① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。

b

【コメント】支援の標準的な実施方法について「個別処遇実施要領」が作成されています。男女寮別に標準的な支援がマニュアル化されています。また、省察を促す特別日課については、「特別日課の実施規定」を設けて、学校とも協議しながら実施しています。男女の寮それぞれの生活には、私服を着る機会など細かな規定で差があります。支援についての規定は随時見直す必要があります。

② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。

b

【コメント】標準的な支援の実施方法について改訂の必要な時には、職員会議で随時検討されます。しかし、男女寮ごとに異なる点など、今後、施設全体の標準的な支援について取り組みが必要です。

### (2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。

① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。

a

【コメント】自立支援計画は、子どもと保護者、学校の職員とも協議して策定されています。計画は定期的に見直されており、毎月定める子ども自身の努力目標とも関連づけられています。アセスメントについては、課題の改善に限定せず、子ども自身や家族、地域が望む姿を勘案して検討されています。

② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。

a

【コメント】自立支援計画は定期的（4月、9月、1月）に子どもと保護者の意見も含めケースカンファレンスが行われ見直されています。また、家庭復帰や措置変更の際には、児童相談所や措置変更先などの意見も含め自立支援計画の評価見直しが行われ、より具体的な支援となるよう取り組まれています。

### (3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

【コメント】支援の記録は日々適切に行われ、毎週の心理面接記録なども含めて、子どもの様子、支援については職員間で共有しています。支援の実施については、自立支援計画と関連づけられたわかりやすい記載が必要です。また、客観的で適切な記録の書き方や点検の方法については、継続的に検討されることが期待されます。

② 45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

【コメント】子どもの記録はパソコンで管理されています。パソコン内にある子どものデータにはパスワードを設定し、他者が閲覧できないようにしています。また、紙媒体の情報は使用后裁断されています。

# 内容評価基準（26項目）

## A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

<b>（1）子どもの権利擁護</b>		
①	A1 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a
【コメント】 権利擁護に関する基本的な考え方は、策定した「喜多原学園児童の権利擁護ガイドライン」を職員間で共有し、共通の理解が図られています。子どもや保護者に対しては、生活のしおりや権利ノートを用いて説明されています。また、子どもに対しては、個別の面接や自立支援計画に基づく子どもの努力目標を話し合う際に個別に伝えられています。		
②	A2 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	a
【コメント】 子どもの行動制限については規定を設け、子どもの最善の利益という視点から随時見直しをされています。子どもには、その目的と方法が説明されます。また、データベースにより全職員に公開され、児童相談所にも報告されるなど、その処遇の透明性を高め、随時検討できる体制にあります。また、第三者委員の意見を聴く権利擁護委員会を年2回開催して、適切な実施であったか協議されます。		
③	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
【コメント】 施設独自の「子どもの権利ノート」を作成し子どもに配布されています。その説明は、入所時だけではなく、入所後も、子どもとの面談の際にも行われます。また、定期的な児童相談所担当者との面談の際にも、子どもの権利ノートと一緒に見ながら権利の侵害や不適切な扱いを受けていないか確認されます。今後さらに、一人ひとりの子どもの年齢や発達段階に応じた説明について工夫できるよう職員間で研鑽を重ねることが期待されます。		
<b>（2）被措置児童等虐待の防止等</b>		
①	A4 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
【コメント】 「被措置児童等虐待対応マニュアル」を整備するほか、職員への研修を毎年実施されています。また、子どもへのアンケートで発言を促すなど子どもからの被措置児童等虐待の発見についても配慮されています。職員間で子どもに対する不適切な対応があったときには、発見時に初期対応を実施し、寮長が注意をするなど、寮をはじめ組織全体で取り組まれています。		
<b>（3）子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活</b>		
①	A5 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
【コメント】 子どもたちが施設での生活を「自分たちでつくっている生活」となるよう主体的に取り組む支援が行われています。毎月「学園集会」を開催し、学園行事の報告や生活ルールの説明を行います。この学園集会から「生徒会」が発足しました。園内行事として「未成年の主張」を開催し、自分の意見を主張する機会が設けられています。		
<b>（4）支援の継続性とアフターケア</b>		
①	A6 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	b

【コメント】入所時点で大まかな退所時期、退所後の支援体制を含めて自立支援計画が策定されます。計画は、子どもの様子を見ながらその都度修正されます。実際の退所時期の設定や目標は、随時協議し決定しています。学校や家庭、児童相談所とも相談しながら定期的なアフターケアが計画されています。	
④	A7 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。 <span style="float: right;">b</span>
【コメント】退所後は学校や家庭、児童相談所と相談しながら定期的なアフターケアが行われています。また、定期的な支援のほか、随時相談できる支援体制があります。学園からのアフターケアは、各寮の寮長が担当しています。しかし、交代勤務の中で適時対応することは困難な実情があります。今後は、専任の家庭支援専門相談員などアフターフォロー体制の充実が望まれます。	

## A-2 支援の質の確保

### (1) 支援の基本

①	A8 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。 <span style="float: right;">a</span>
【コメント】各寮とも寮長を中心とした一つの家族のような雰囲気でも過ごせるよう、環境づくりに努めています。加えて、担当職員と子どもが1～2人の少人数で施設外での活動をするLST（ライフ・スキル・トレーニング）の機会が毎月あります。普段の集団生活から離れた個別のかかわりによって信頼関係を築き、日ごろ表出しにくい子どもの意見を聴く機会になっています。	
②	A9 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。 <span style="float: right;">b</span>
【コメント】園での生活は、スポーツや農業体験など多くの生活体験ができるよう計画されています。日々のそれらの活動を通じて、子どもの主体性や社会性、協調性を育てています。また、日々の集団生活のなかで週番、当番、掃除分担、新入生の世話係などの役割を設定し、子どもの自主性や協調性を高める取り組みとなっています。ルール違反については、個別の面談で内省を深めるよう対応しています。今後、その対応を職員間で統一する規定の検討が望まれます。	
③	A10 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。 <span style="float: right;">a</span>
【コメント】学園生活のルール違反や社会生活を送るうえで不適切な言動については、個別の面談などを実施し、言動を振り返り、その意味を理解することで内省を深めるよう対応されています。その対応については職員間で共有し、一貫した対応ができるよう整えられています。入所前の問題行動についても、個別の自立支援計画に基づき振り返りを行い、内省を促します。	

### (2) 食生活

①	A11 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。 <span style="float: right;">b</span>
【コメント】子どもの基本的な生活習慣の確立のため、決まった時間に各寮で食事が行われています。メニューは子どもたちの意見を取り入れられています。調理室からの食事の運搬や配膳、下膳など食事の準備や後片付けは、子どもたちが主体的に行います。食事は和やかな雰囲気の中で行われ、子どもたちにも好評です。食事中のマナーや調理者への感謝の気持ちをもつことなどについても、随時指導されます。男女とも調理実習やお菓子づくりなど調理に親しむ環境が配慮されています。また、農園で栽培した野菜を子どもたちで調理することもあります。また、女子寮では毎朝の食事を子どもたちが調理しています。病気のときには、寮内で粥を調理することができます。男子寮でも同様の取り組みが望まれます。	
②	A12 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。 <span style="float: right;">a</span>

【コメント】給食会議が開かれ、メニューには子どもの意見が反映されます。また、地元でとれたものや季節の食材が使われるほか、子ども達が学園内の農園で作った野菜を使って調理がされます。子どもたちにとっては、食事やおやつは特に楽しみな時間となっています。今後は、さらに食事が楽しくなるよう、テーブルの飾りつけや、箸置きやランチョンマットの準備が検討されています。

### (3) 日常生活等の支援

① A13 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。 b

【コメント】衣服の管理は自分で行います。洗濯し、取り込み、片付けるまでの一連の流れの習得に向け支援が行われます。また、TP0に合わせた衣類の選択ができるよう、学校、作業、外出のそれぞれの場面で支援が行われています。また、ボタン付けや簡単な繕いものは、自分でできるよう職員が支援しています。子どもの衣類が家庭の経済状況によって左右されやすい状況の中、支援者や職員から着なくなった衣類の提供を求めるなど、職員が苦慮している現状があります。衣類の所持について適切な支援が実施されるとともに、適切な備蓄が必要と考えます。

② A14 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。 a

【コメント】子どもの居室については、仕切りを設けるなどプライバシーに配慮されています。整理整頓を促すなど、子ども自身で過ごしやすい環境を育てるよう支援が行われています。また、全員がくつろげる空間がつくられ、テレビや音楽、本や漫画など子どもが楽しめる環境が整えられています。さらに広く自然あふれる学園敷地内の除草など環境の整備にも、子どもと一緒に取り組まれています。

③ A15 スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。 a

【コメント】子どもの主体性を重んじながら、野球やバレーボール、マラソン、冬季にはスキーなどのスポーツに取り組まれています。これらのスポーツを通じて体力の向上や子ども同士の協力やチームワークの醸成、達成までの努力や喜びなどを体験する機会にもなっています。野球やバレーボールは、中国地区の児童自立支援施設で試合が行われ、他の施設との交流の機会にもなっています。

### (4) 健康管理

① A16 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 b

【コメント】日々の検温や服薬管理などは職員によって行われます。学校での定期検診、校医を含むメンバーによるカンファレンスや医療機関との連携などに取り組んでいます。体調の悪い時には迅速に医療機関への受診が行われています。健康上特別な配慮を要する子どもについては、入所に合わせて事前に地元の医療機関と連携し、定期的な通院や生活上注意することなどが確認されています。感染症発症時の適切な対応については、マニュアルに基づいて職員間で学習する機会を設けるなど、集団の健康管理についての理解を深める機会が必要です。

② A17 身体を健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。 a

【コメント】身体を清潔に保つ、洗濯を確実にすることなど、一人ひとりの清潔については、個々に職員が支援しています。食事や排せつ、睡眠などの状況から健康状態を推し測り、体調不良のときの対処や、そのときには子どもが自ら申し出ることができるよう日々の生活の中で伝えられています。検温をはじめ、睡眠、食事摂取、排泄等の状況などは日々記録されます。異常があれば、迅速に医療機関への受診が行われています。

## (5) 性に関する教育

### ① A18 性に関する教育の機会を設けている。

a

【コメント】大学の研究事業、助産師会の「パパママ教室」、婦人相談所の「デートDV学習」などの講座を活用して、男女別に教育の機会を設けています。それらの講座の内容に重複する場合は協議の上調整しています。子どもへの講座の他に職員を対象にした講座も開催し、職員の研鑽も図られています。職員については、外部から講師を招き性に関する正しい知識を習得し、生活の中で一人ひとりの子どもにあった伝え方ができるよう取り組まれています。

## (6) 行動上の問題に対する対応

### ① A19 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。

a

【コメント】入所時に、子どもの権利を説明するとともに傍ら、加害、被害について認識を持つよう指導が行われています。暴力の禁止は、被害者の気持ちへの配慮を含めて徹底した指導が行われます。また、言葉使いや悪口などについても随時指導されます。職員は、子ども同士の関係を常に観察し、トラブルからいじめ、暴力に発展することがないように支援します。対応としては、子どもにわかりやすいルール（特別支援日課、反省、居室日課）などが示されます。

### ② A20 子どもの行動上の問題に適切に対応している。

a

【コメント】問題行動があったときには、問題行動を起こした子どもだけではなく、全体のようすを見ながら影響を受けた子どもへの面接などが行われ、早期対応に努めています。また「特別日課の実施規定」に基づき適切に対応されます。必要なときには、児童相談所や警察との連携が図られています。

## (7) 心理的ケア

### ① A21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。

a

【コメント】心理的ケアが必要な子どもについては、自立支援計画により把握されます。入所後は、週に1回の心理面接の時間が設けられ、子どもたちにとっては気持ちを整理する時間になっています。心理士と職員とで状況を共有し支援の方向性を確認する機会になっています。そのほか、外部機関（少年鑑別所）に児童の心理的ケアを依頼するなど、子どもに応じた細かな心理的支援が行われています。

## (8) 学校教育、学習支援等

### ① A22 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。

a

【コメント】学園内にある学校とは、毎日の朝会を合同で行い、授業が終わったあとの引継ぎを行うことにより子どもの様子が共有されています。学校で生じる問題は、園全体の問題として対応され共通の支援ができるよう取り組まれています。時には福祉の支援と教育の支援の観点が一致しないときもあります。退所に際しては、原籍校との連携や復帰先の進学校などを含めて話し合いが行われています。また、双方の学校関係者には、春と秋に開催される園遊会などの行事に参加を促し、子どもについて理解を深める機会を設けています。子どもにとって生活の場と教育の場の適切な連携は必要です。今後とも双方連携の努力が継続することが期待されます。

### ② A23 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。

a

【コメント】学力の保障は学園の支援において重要な事項です。子どもの学年や発達状況、学力に合わせて基礎学力を養成するために、学習する雰囲気づくり、自習時間の確保、学習意欲の向上に向けた支援が行われています。

③	A24 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】日頃から農作業や草刈りなどの環境整備により労働に対する喜びや達成感などの向上に取り組まれています。作業に取り組むことは、子どもの生活力の向上につながっています。高校進学を希望していない児童には、職場実習の機会を設けるなどして支援しています。職員は、職場実習先の開拓、学園内の作業の創設、事業所等での作業所体験等の実施を進めるよう活動をしています。</p>		
①	A25 進路を自己決定できるよう支援している。	b
<p>【コメント】子どもの能力、家庭環境や経済状況等を考慮しながら進路指導をすすめられています。子どもと十分に話す機会を設け、家庭や児童相談所の意見を聞きながら、子どもの希望する進路に近づけるよう学校と連携しながら支援が行われています。高校進学については、夏休みにはオープンキャンパスに参加するなど子どもにとって最善の進路が選択できるように取り組まれています。子どもが進路を自己決定するためには、さらに学校との連携が必要です。</p>		
<h3>(9) 親子関係の再構築支援等</h3>		
②	A26 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>【コメント】個々の実情に応じた支援が行われ、それぞれの自立支援計画に即した段階的な支援が実施されています。また、課題を保護者と共有し、必要に応じて児童相談所と協力して支援を展開するなど子どもと保護者の関係改善に取り組んでいます。親子関係再構築に向けた支援の充実には、専任職員の配置が必要であると考えます。</p>		